

# ベトナム会社設立案内

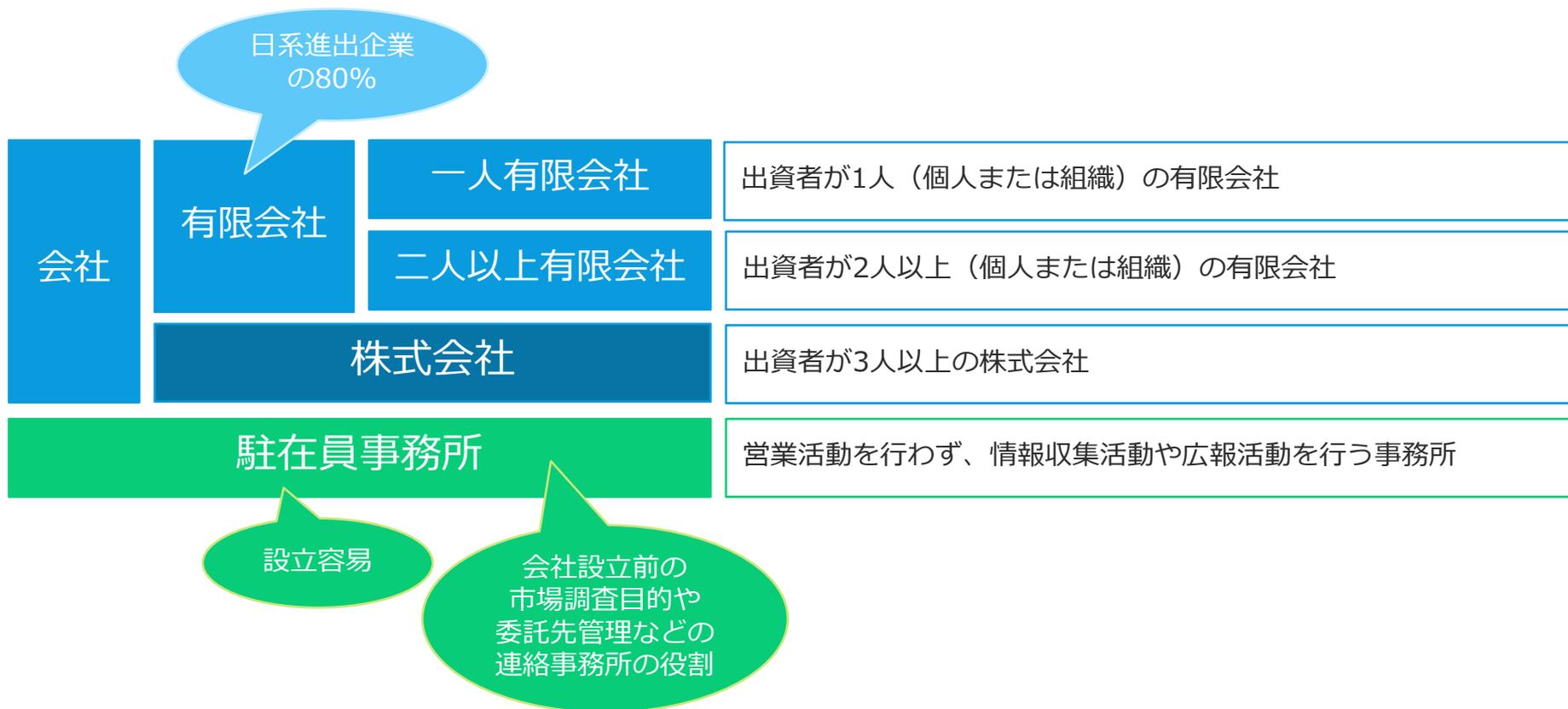
～駐在員事務所、有限会社、株式会社の設立～

# 1. ビジネス形態

外国人がベトナムでビジネスを行う上では、主に大きく「会社」と「駐在員事務所」があります。

その中で有限会社はベトナムで最も一般的な会社形態となります。

(日系進出企業の80%が有限会社形態と言われています。)



\*上記以外にも、「プロジェクト企業」や、「建設分野の請負」でのビジネス進出形態もあり。

## 2.会社と駐在員事務所の活動に関する違い

会社形態と駐在員事務所形態では、以下のような活動の違いがあります。

項目	会社（有限会社・株式会社）	駐在員事務所
法人格	有する	有しない
責任範囲	出資額の範囲	全ての範囲
活動範囲	ビジネスの実施、契約の締結、販売促進、広告、商品・サービスの展示・紹介、展示会への参加等が可能。	直接利益が発生するビジネス、サービスの提供、契約の締結、直接的な販売促進、広告展開は <b>不可</b> 。
VATの控除	一定条件のもと控除される	控除されない
入金	ビジネス対価の入金が可能	支払のみ可（支払専用口座の開設のみ） <b>*顧客からの入金不可</b>
他拠点の開設	支店の開設が可能	開設不可
投資	ベトナムにて子会社設立、現地企業との合弁会社設立、買収など可能。	不可
活動期間	最長50年間	最長5年間（延長可能）

通常のビジネス  
運営ができる

本格的進出前の調査目的や、  
現地委託先管理、本社の連絡  
事務所として機能。設立容易。

### 3.有限会社と株式会社の主な違い

会社形態「1人有限会社」、「2人以上有限会社」、「株式会社」の主な違いは以下のようになります。日系進出企業の80%は有限会社形態ですが、将来を見据えた株式会社の設立も可能です。

項目	一人有限会社	二人以上有限会社	株式会社
出資者数	1名	2～50名以下	3名以上（上限なし）
株式発行	不可	不可	可能
増資・減資	増資も減資も可能 第三者の出資を受ける場合は、10日以内に会社形態の変更が必要。	増資も減資も可能	増資も減資も可能 会社が株式の買戻しまたは第三者への譲渡を行う場合を除き、会社へ出資した普通株資本金の回収は不可
資本譲渡	持分の一部か全部の譲渡が可能 *2名以上の出資者となった場合は会社形態を2人以上有限会に変更必要)	持分の一部か全部の譲渡が可能 *但、現出資者への譲渡が優先される。 その上で外部の投資家へ譲渡可能)	創立株主は、他者へ自身の株式譲渡を自由に行う権利を持つ。ただし、企業登録証明書の発給から3年以内は、創立株主でない者に譲渡する場合、株主総会の合意が必要。
資本払込規則	企業登録証明書の交付から90日以内	企業登録証明書の交付から90日以内	企業登録証明書の交付から90日以内 創業者創立株主は20%以上の普通株式を保持していなければならない。
組織体制 監督機関	会長または社員総会が最高決定権 *この場合の社員 = 出資者のこと	社員総会が最高決定権 *この場合の社員 = 出資者のこと	株主総会が最高決定権 条件により監査役会の設置が必要な場合もあり
会社形態変更	2人以上有限会社または株式会社に 変更可能	1人有限会社または株式会社に 変更可能	1人有限会社または2人以上有限会社に 変更可能

## 4.駐在員事務所設立（必要書類）

駐在員事務所設立には以下の書類が必要となります。

#	必要書類	詳細
1	設立申請書 3部	申請専用フォーム
2	登記簿謄本（日本側） 1部	日本本社の登記簿謄本 *公証役場、法務局、外務省、ベトナム大使館の証明必要
3	会社定款（日本側） 1部	日本本社の会社定款 *公証役場、法務局、外務省、ベトナム大使館の証明必要
4	財務諸表（日本側） 1部	直近の監査済財務諸表 *公証役場、法務局、外務省、ベトナム大使館の証明必要
5	事務所の賃貸契約書（ベトナム） 1部	駐在員事務所の賃貸契約書 *申請前に所在地を決定し賃貸契約の締結が必要
6	駐在員事務所長のパスポートの写し 3部	駐在員事務所長（代表者）のパスポート *公証役場、法務局、外務省、ベトナム大使館の証明必要
7	駐在員事務所長の任命書 3部	日本本社での任命書
8	駐在員事務所長の在籍証明書 1部	日本本社での在籍証明書 *公証役場、法務局、外務省、ベトナム大使館の証明必要

\*上記以外の追加資料の提出を求められる場合もございます。

## 5.駐在員事務所設立（設立フロー）

駐在員事務所設立までのフローは以下のようになります。

### <設立前>

	設立前タスク	目安	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週
1	事務所所在地選定（賃貸契約）	14日								
2	日本側書類準備	14日								
3	申請書類一式（翻訳・公証）	14日								
4	商工局への申請・審査	20～25日								

\*目安の日数は土日祝日を除く営業日となります。資料不備・不足、審査状況により大幅に変更となる場合がございます。

### <設立後>

	設立後タスク	目安	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週
1	駐在事務所印取得	直ぐに								
2	税務コード取得	10日以内								
3	銀行口座開設	社印取得後								
4	発給機関WEBサイトに掲載	15日以内								

## 6.会社設立（投資証明書）

外国投資家がベトナムで会社を設立するには、投資証明書の取得が必要である。  
投資証明書の取得手続きは、投資案件の金額・投資分野に応じて、「投資登録」と「投資審査」に分かれる。

### 投資登録

①投資額が3000億ドン未満（約15億円未満）

②条件付でない分野への投資

③首相承認案件以外

省・市人民委員会または工業団地管理委員会へ投資登録申請を行います。書類に不備がない場合、受理から**15日以内**に投資証明書が発行されます。

**\*実務上、法定期間より大幅に長くなる場合がほとんど（数ヶ月を要する場合もあり）**

### 投資審査

①投資額が3000億ドン以上（約15億円以上）

②条件付分野への投資

- 1.ラジオ・テレビ放送
- 2.文化品物の製造・発行・流通
- 3.鉱物資源の採鉱・採掘
- 4.通信・インターネットのネットワーク構築
- 5.公共郵便
- 6.河港・海港・空港
- 7.鉄道・航空・道路・海路の貨物・乗客運輸
- 8.水産養殖
- 9.たばこ製造
- 10.不動産事業**
- 11.教育・訓練
- 12.病院・診療所
- 13.国際条約の規制分野

③首相承認案件への投資

- 14.②の1.3.9
- 15.港建設・航空運輸
- 16.国営港湾の建設運営
- 17.石油の採鉱・加工
- 18.カジノ
- 19.大学訓練施設
- 20.工業団地・経済区
- 21.新聞・印刷文の印刷・配布発行
- 22.科学調査機関設立
- 23.海運事業
- 24.電力・鉱物資源の加工・冶金
- 25.鉄道・道路・運河インフラ
- 26.アルコール・ビールの製造

\*24、25、26は1兆5千億VND以上の案件

**\*投資審査案件に該当する事業内容の会社設立は、別途、法律事務所に委託する場合がございます。**

## 7.会社設立（必要書類）

会社設立には以下の書類が必要となります。

#	必要書類	詳細
1	投資登録申請書 2部	申請フォーム、会社定款、出資者一覧等複数書類
2	企業登録申請書 2部	申請フォーム
2	登記簿謄本（日本側） 2部	日本本社の登記簿謄本 *公証役場、法務局、外務省、ベトナム大使館の証明必要
3	会社定款（日本側） 2部	日本本社の会社定款 *公証役場、法務局、外務省、ベトナム大使館の証明必要
4	財務諸表（日本側） 2部	直近2年の監査済財務諸表 *公証役場、法務局、外務省、ベトナム大使館の証明必要
5	英文残高証明書（日本側） 2部	日本の銀行での英文残高証明書 *公証役場、法務局、外務省、ベトナム大使館の証明必要
6	事務所の賃貸契約書（ベトナム） 2部	オフィスの賃貸契約書 *申請前に所在地を決定し賃貸契約の締結が必要
7	賃貸主の事業ライセンス（ベトナム） 2部	上記、賃貸契約書の賃貸主の事業ライセンス
8	親会社代表者のパスポート写し 4部	親会社（日本）の代表者のパスポート *公証役場での証明
9	現地法人代表者のパスポート写し 2部	設立する現地法人の代表者のパスポート *公証役場での証明
*上記以外の追加資料の提出を求められる場合もございます。		

## 8.会社設立（設立前フロー）

会社（有限会社・株式会社）設立までのフローは以下ようになります。

<設立前>

	設立前タスク	目安	1週	2週	3週	4週	5週	6週	12週～20週
1	会社所在地選定（賃貸契約）	14日							
2	日本側書類準備	21日							
3	申請書類（翻訳・公証）	21日							
4	投資登録証明書の申請・審査	法定15日							
5	企業登録証明書の申請	7日							

\*実務上、審査所要時間は法定期間（15営業日）より長くなるケースがほとんどです。（目安として**45～90営業日**）

\*申請書類の準備から設立（ライセンス取得）までの目安は3～4ヶ月程度です。

\*資料不備・不足、審査状況により大幅に変更となる場合がございます。

\*事業内容（投資審査案件の場合）によっては、申請・審査に**数ヶ月～1年以上**を要する場合があります。

## 9.会社設立（設立後フロー）

会社（有限会社・株式会社）設立後の作業フローは以下のようになります。

<設立後>

	設立後タスク	目安	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週
1	会社印取得	直ぐに								
2	税務コード取得	直ぐに								
3	銀行口座開設・資本金払込	90日以内								
3	事業税納入	30日以内								
4	会社設立の公示（新聞広告）	30日以内								
5	VATインボイス準備	早めに								
6	労働許可書取得（駐在者）	早めに								
7	給与テーブル作成・登録	早めに								
8	就業規則の作成・登録	早めに								
9	労働契約書作成	早めに								
10	強制保険の申告・納入	早めに								
11	チーフアカウント任命	早めに								
12	環境に関する各種手続	必要な場合								